

令和5年6月

協議会情報

根室管内4町でがんばる事業主の皆さんを応援！

第24号

1 令和5年度の協議会事業について

国（厚生労働省）の委託を受け、今年度も季節労働者の通年雇用化を支援する事業が始まっています。

北海道労働局によると令和4度の道内の有効求人倍率は1.09倍と3年ぶりに1倍を上回り、昨年度まで新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にあるとされていた道内の雇用情勢は現在、緩やかに持ち直しの動きがみられるとされています。当協議会におきましては引き続き状況を見守りながら、以下の通年雇用化支援事業に取り組んでまいります。

2 事業のご紹介について

根室管内4町通年雇用促進協議会が実施する「通年雇用支援事業」は、季節的雇用の事業主に通年雇用に向けた支援づくりをする事業の推進や、季節労働者の方々が通年雇用しやすい環境を整えることが主な使命であり、厚生労働省の委託事業として実施しております。令和5年度は次の事業に取り組む予定です。

1 協議会自らが提案し実施する事業（厚生労働省委託事業）

1. 雇用確保に係る事業（事業主を対象）

実施事業	内 容	回 数	実施地域	予算額等
①通年雇用化セミナー 実施事業 （10月～11月頃） 	地域の事業に対し、雇用に関する法律の解説や経営多角化などによる通年雇用化の事例紹介、また労働者のスキルアップ支援策等についてのセミナー及び個別相談会を開催します。	1回	中標津町	635千円
②情報提供事業 ・季節的事业所向け 情報誌等の作成、 配布 （6月／3月）	情報誌を作成・配布し、地域企業に通年雇用化に係る各種情報等の提供啓発を促します。	2回	4町全域	674千円
・事業カレンダー （4月）	事業カレンダーポスターを作成、配布します。	1回		

2. 就職促進に係る事業（季節労働者を対象）

実施事業	内 容	回 数	実施地域	予算額等
①情報発信事業 ・情報誌の作成、配布 (7月/11月/3月)	季節労働者向けに「協議会だより」として年3回、情報を発信します。	3 回	4 町全域	569 千円
・啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットを作成し、配布します。	随時		
②建設オペレーター等 人材育成研修事業 (通年) 	建設業界が必要とする人材の確保と育成を図るため、建設オペレーター技能の資格取得を支援します。さらに多くの業種での通年雇用化を促進するため、危険物取扱者（乙4）試験準備講習を科目に加えて充実を図ります。	13 講習	・ 中標津町 (建設 OP) ・ 釧路市 (危険物)	3,902 千円
③ドローン技能講習実施事業 (2～3月頃)	近年、土木建設・建築業のみならず多分野において活用され始めているドローンの資格取得を支援することで各業界で活躍できる人材を育成し、通年雇用化を図ります。	1 回	中標津町	1,632 千円

2 地域自らが実施する事業（協議会単独事業）

1. 情報管理に係る事業

実施事業	内 容	回 数	実施地域	予算額等
①協議会事業案内、事業所季節労働者情報の登録・管理事業 (通年)	対象となる季節事業所の名称、業種、経営規模等、季節労働者の氏名等の登録・更新により事業実施への活用を図ります。	随時	4 町全域	282 千円
②協議会ホームページ運営事業 (通年)	組織の紹介、事業概要、国の助成制度の紹介や各種セミナー開催の案内等の情報を広く提供します。	随時	4 町全域	66 千円

2. 就職促進に係る事業

実施事業	内 容	回 数	実施地域	予算額等
①人材育成研修事業 (通年)	建設業界が必要とする人材の確保・育成を図るため、労働安全衛生法に規定する特別教育の受講を支援します。対象科目を追加し、さらなる充実を図ります。	9 講習	実施機関 中標津町	693 千円

3. 季節労働者資格取得支援事業

①季節労働者資格取得 支援事業 (通年) 	季節労働者が通年雇用 に資する資格を取得した 場合に、費用の3割を助 成します（1名の年間限 度額 10 万円）。 ※助成金活用分は北海道 が全額負担します。	随時	指定機関	237 千円
---	---	----	------	--------

3 協議会事業への参加について

本年度も引き続き事業主の方を対象に協議会事業の情報提供をさせていただき、季節労働者の登録をお願いしております。令和5年3月末現在、当協議会にご登録いただいている事業所及び季節労働者数は下記のとおりです。

	登録事業所	季節労働者
中標津町	132 社	193 名
別海町	86 社	48 名
標津町	56 社	43 名
羅臼町	115 社	156 名
計	389 社	440 名



当通年雇用促進支援事業により通年で雇用された季節労働者の方がいらっしゃいましたら、協議会へお知らせいただきますようお願い致します。また、当協議会ホームページでは常に新しい情報の発信を心がけております。ぜひご活用ください。

根室管内4町通年雇用促進協議会ホームページ
<http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

2024年(令和6年) 4月より 時間外労働の上限規制が 建設業 においても適用されます

現在、建設業については 36 協定で定める時間外労働の上限の基準(大臣告示)は適用除外とされていますが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情が無ければこれを超えることができなくなります。

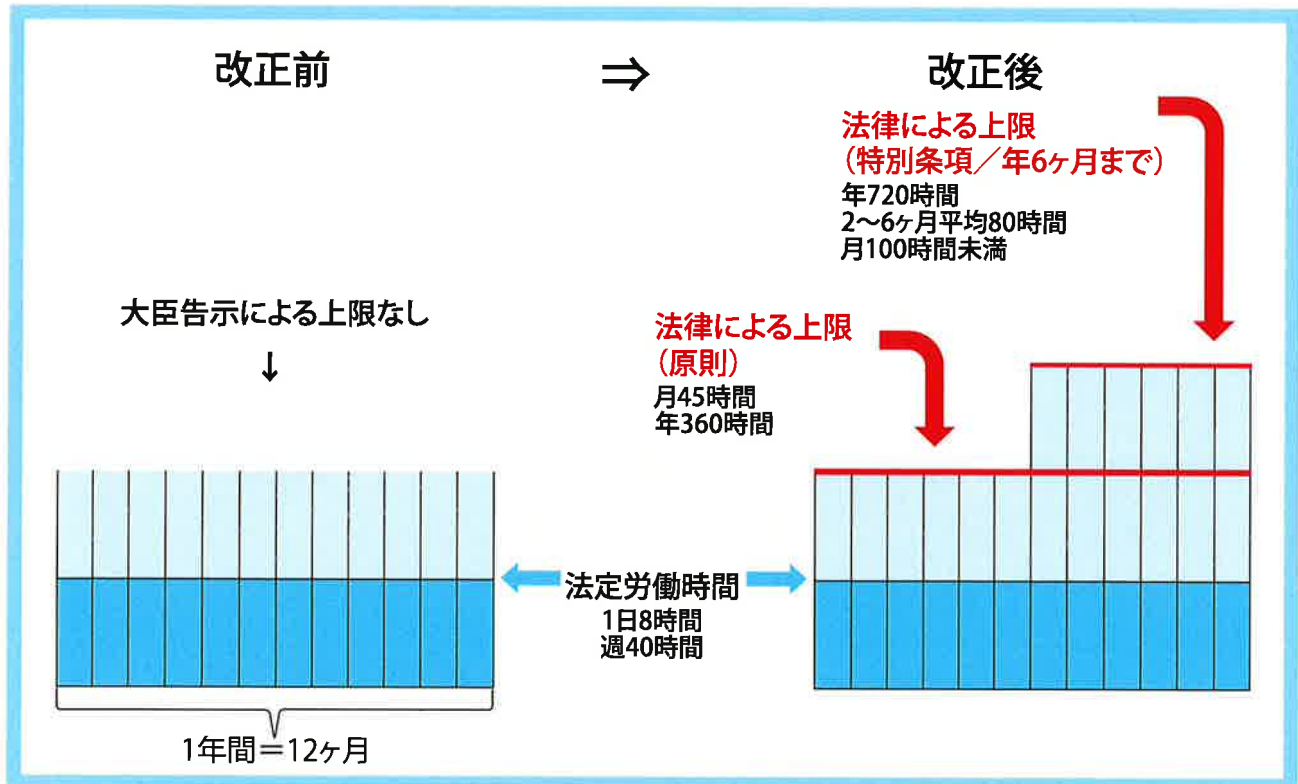
また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。

- 時間外労働が年 720 時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」が全て1月当たり 80 時間以内
- 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 ヶ月まで

※災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・月 100 時間未満、
- ・2～6ヶ月平均 80 時間以内 とする規制は適用されません。

(上限規制のイメージ)



●労働時間の適切な把握・管理

●業務の効率化

などの対策を講じ、備えておくことが大切です。

協議会を構成する団体

自治体

北海道・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会
標津町商工会・羅臼町商工会
中標津建設業協会・別海町建設業協会
標津建設業協会・羅臼建設業協会

労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会
連合北海道別海地区連合会
連合北海道標津地区連合会
連合北海道羅臼地区連合会

オブザーバー

ハローワークねむろ



根室管内 4 町通年雇用促進協議会

事務局 中標津町役場
経済振興課商工労働係

7086-1197

標津郡中標津町丸山2丁目22

TEL (0153) 73-3111

お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内

TEL・FAX (0153) 72-6789

URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp